

○海洋汚染等防止法検査心得

新旧対照表

改 正 後	現 行	備 考
<p>I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令 (略)</p> <p>第6章 有害液体物質排出防止設備 (略)</p> <p>21.2(a) 予備洗浄装置は、取卸しが完了した後の貨物艙の事前処理を次に掲げる方法による有害液体物質ばら積船の場合にあっては、設置することを要しない。すなわち、予備洗浄装置を用いて貨物艙を洗浄し、かつ、当該洗浄水を当該貨物艙から除去する方法により事前処理を行う有害液体物質ばら積船の場合に設置しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) Y類物質等であるものうち非凝固性物質であつて低粘性物質(取卸しの際の温度の粘度が50ミリバースカル秒未満のもの)であるもの又はZ類物質等であつて当該物質の取卸しが完了後、ストリッピング装置を用いて当該貨物艙の底部及び関連管系内に残留する当該物質を除去する方法。ただし、凝固性物質又は高粘性物質のものにあつては、この方法によることができない。</p>	<p>I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令 (略)</p> <p>第6章 有害液体物質排出防止設備</p> <p>21.2(a) 予備洗浄装置は、取卸しが完了した後の貨物艙の事前処理を次に掲げる方法による有害液体物質ばら積船の場合にあっては、設置することを要しない。すなわち、予備洗浄装置を用いて貨物艙を洗浄し、かつ、当該洗浄水を当該貨物艙から除去する方法により事前処理を行う有害液体物質ばら積船の場合に設置しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) Y類物質等であるものうち非凝固性物質であつて低粘性物質(取卸しの際の温度が50ミリバースカル秒未満のもの)であるもの又はZ類物質等であつて当該物質の取卸しが完了後、ストリッピング装置を用いて当該貨物艙の底部及び関連管系内に残留する当該物質を除去する方法。ただし、凝固性物質又は高粘性物質のものにあつては、この方法によることができない。</p> <p>なお、非凝固性物質とは、凝固性物質以外の物質をいい、凝固性物質とは、取卸しの際の温度がその融点に5度(融点が15度以上であるものにあつては、10度)をえた温度未満の温度である有害液体物質をいう。(技術基準省令第22条第1項第4号参照)</p>	<p>・誤植修正</p>

新旧対照表

改 正 後	現 行	備 考
<p>(b)・(c) (略)</p> <p>21.4 (a) 本項の「排出を行わないもの」とは、(1)又は(2)のいすれかの有害液体物質ばら積船であつて、(3)及び(4)の要件を同時に満足するものをいう。</p> <p>(1) 当該船舶のすべての貨物艤ににおいて、有害液体物質のうちいすれか1物質のみを、又は相容性（貨物艤を洗浄することなく異種の有害液体物質を積載することが可能な性質をいう。）のある物質を繰り返し積載する有害液体物質ばら積船</p> <p>なお、相容性のある物質の組合せは、次のとおりである。</p> <p>(i) コールタール、クレオソート（コールタールから得られたものに限る。）、<u>ベンゼン</u>（濃度が10重量パーセント以上の粗製ベンゼンを含むものに限る。）、ナフタレン、ナフタレン（粗製のものに限る。）、コールタールナフサソルベント及びコールタールビッチの相互の組合せ</p>	<p>(b)・(c) (略)</p> <p>21.4 (a) 本項の「排出を行わないもの」とは、(1)又は(2)のいすれかの有害液体物質ばら積船であつて、(3)及び(4)の要件を同時に満足するものをいう。</p> <p>(1) 当該船舶のすべての貨物艤ににおいて、有害液体物質のうちいすれか1物質のみを、又は相容性（貨物艤を洗浄することなく異種の有害液体物質を積載することが可能な性質をいう。）のある物質を繰り返し積載する有害液体物質ばら積船</p> <p>なお、相容性のある物質の組合せは、次のとおりである。</p> <p>(i) コールタール、クレオソート（コールタールから得られたものに限る。）、<u>ベンゼン</u>（濃度が10重量パーセント以上の粗製ベンゼンを含むものに限る。）、ナフタレン（溶融状のもに限る。）、コールタールナフサソルベント及びコールタールビッチ（溶融状のものに限る。）の相互の組合せ</p>	<p>・ナフタレンの分類細分化対応。</p> <p>・海防法施行令別表第1における物質名に平仄を揃える修正。</p>
<p>(i)・(iii) (略)</p> <p>(iv) 硫化水素ナトリウム溶液（濃度が45重量パーセント以下のものに限る。）と硫化ナトリウム溶液（濃度が<u>15重量パーセント</u>以下のもに限る。）</p> <p>(v)～(vii) (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(ii)・(iii) (略)</p> <p>(iv) 硫化水素ナトリウム溶液（濃度が45重量パーセント以下のものに限る。）と硫化ナトリウム溶液（濃度が<u>重量15パーセント</u>以下のもに限る。）</p> <p>(v)～(vii) (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>・誤植訂正</p>

30.0 (a) 有害液体物質排出防止設備の操作手引書（以下本条において「操作手引書」という。）には、次に掲げる事項が記載され

おいて「操作手引書」という。）には、次に掲げる事項が記載され

新旧対照表

改 正 後	現 行	備 考
ていること。 (1)～(4) (略) (5) <u>輸送する</u> ことが認められた有害液体物質に関する事項 (国際航海に従事しない船舶に限る。) (6) (略)	ていること。 (1)～(4) (略) (5) 運送することが認められた有害液体物質に関する事項 (国際航海に従事しない船舶に限る。) (6) (略)	・海防法上の用語 [に統一]
附屬書「12」 有害液体物質排出防止設備の操作手引書の標準 様式	附屬書「12」 有害液体物質排出防止設備の操作手引書の標準 様式	・現行の付録 1 中 の標準様式作成 時の注意事項を 移設。
1. 国際航海に従事する有害液体物質ばら積船に備え付ける設備の操作手引書の標準様式は、付録 1 の標準様式に準じて作成することとする。なお、以下の注意事項を考慮すること。 (1) この標準様式に、各船舶に当てはまるよう各節を完全なものとするために必要な情報を追加した上、当該船舶に備え付けられる手引書に反映すること。 (2) 該当しない部分については、「適用なし(NA)」を記入し、標準様式において要求される各節の記述番号が崩れないよう にすること。 (3) 標準様式のうち、イタリック体の箇所については、当該船舶の設計、就航航路及び運送しようとする貨物により異なるため、当該船舶ごとに要求される情報を記載すること。 (4) イタリック体でない箇所については、標準様式の文章を 変更することなく当該手引書に複写すること。 (5) 地方運輸局長（当該船舶が船級船の場合にあつては船級 協会）が、この標準様式に記載されている内容に加えて、操作 上の解説等の記載を求めた場合、当該記載については、手引書	1. 国際航海に従事する有害液体物質ばら積船に備え付ける設備の操作手引書の標準様式は、付録 1 の標準様式に準じて作成することとする。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	

新旧対照表

改 正 後	現 行	備 考
<p><u>の付録Dに記載すること。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>付録 1 <u>(略・別添参照)</u></p>	<p>2. (略)</p> <p>付録 1 <u>(略)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・和英併記から和英対訳への形式的修正 ・特定残留性浮遊物質の予備洗浄方法の記載欄追加
<p>付録 2・3 (略)</p> <p>(適用日)</p> <p>令和3年1月1日から適用する。</p>	<p>付録 2・3 (略)</p>	